
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	IFRS 第 9 号の定めを取入れ方の検討(第 5.5.2 項から第 5.5.20 項)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損について IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の減損の定め(第 5.5.2 項から第 5.5.20 項)の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)への取入れ方に関して事務局が行った検討をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

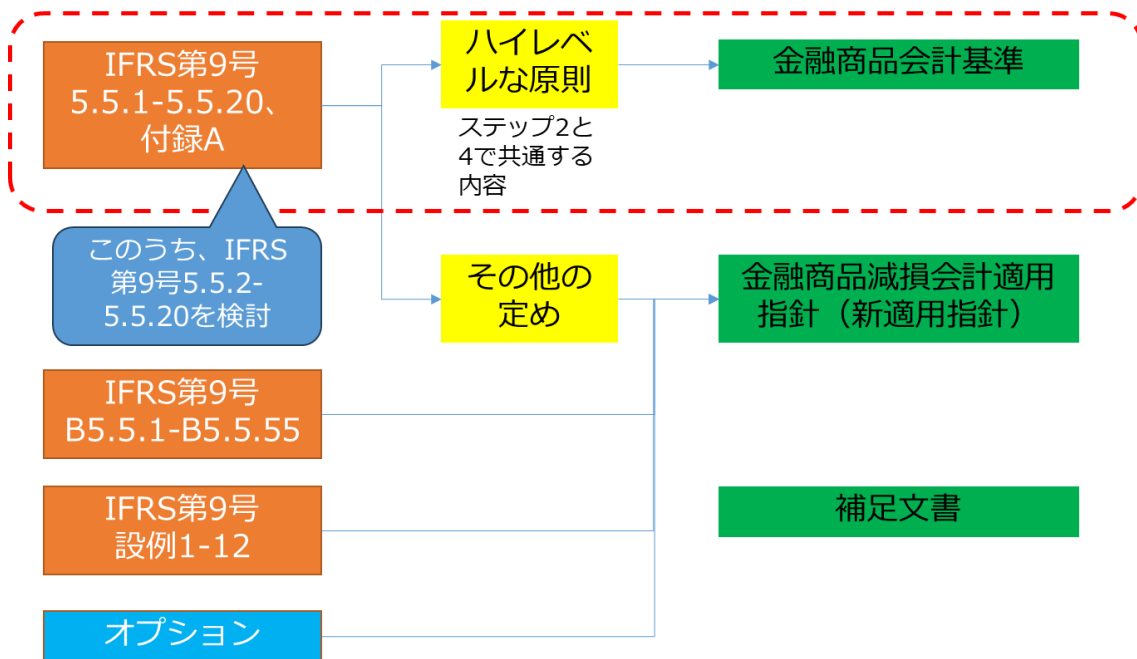
II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 535 回企業会計基準委員会(2024 年 10 月 29 日開催)及び第 227 回金融商品専門委員会(2024 年 10 月 24 日開催)(以下合わせて「第 535 回企業会計基準委員会等」という。)では、減損に関する基準体系について次の事務局提案を行い、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを基礎とする金融商品の減損に係る定めのうち、基準に相当すると判断された内容については金融商品会計基準において定め、残りについては新たに開発する適用指針(以下「新適用指針」という。)にて定める。その際、現行の金融商品会計基準、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」で関連する定め等は削除又は修正する。
 - (2) 金融商品会計基準に取り込む際には、基準本文(IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項)における定めのうち、ハイレベルな内容に絞り込んだうえで取り込む。国際的な比較可能性の確保の観点からは、基準レベルで取り込む内容は原則として IFRS 第 9 号と同一の内容とする。
 - (3) 基準本文(IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項)における定めのうち金融商品会計基準に取り込まなかったものは、取込みの要否及び表現の見直しを検討したうえで、IFRS 第 9 号付録 B 適用指針(IFRS 第 9 号 B5.5.1 項から B5.5.55 項)と合わせて新適用指針に取り込む。
3. 前項の基準体系を前提として、第 535 回企業会計基準委員会等では、今後の審議の

進め方について次の事務局提案を行い、特段の異論は聞かれなかった。

- (1) IFRS 第9号第5.5.1項から第5.5.20項の個々の定めについて検討を行い、取込み要否及び表現を見直したうえで、ステップ2として金融商品会計基準に取り込む内容、新適用指針に取り込む内容及びいずれにも取り込まない内容を峻別する。
4. 本資料では、IFRS 第9号第5.5.2項から第5.5.20項について、金融商品会計基準に取り入れるか、新適用指針に取り入れるか、またはいずれにも取り入れないかを峻別したうえで、金融商品会計基準に取り入れる定めイメージをお示しする。
5. 金融商品会計基準に取り入れるか、新適用指針に取り入れるかどうかを判断する際には、ハイレベルな内容かどうかに加え、ステップ2及びステップ4に共通する原則か否かを考慮することとする。

本資料の検討範囲



III. ASBJ 事務局による分析及び提案

(IFRS 第9号第5.5.2項)

IFRS の定め

6. IFRS 第9号第5.5.2項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.2	企業は、4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る損失評価引当金の認識及び測定について、減損の要求事項を適用しなければならない。しかし、その損失評価引当金はその他の包括利益に認識しなければならない。財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

7. IFRS 第 9 号第 5.5.2 項は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（第 4.1.2A 項）に減損の要求事項を適用することを求めるとともに、損失評価引当金の会計処理を定める規定である。ここで会計処理について、損失評価引当金の認識及び測定した金額は純損益に認識されることになるが、その相手となる勘定科目は公正価値評価に伴って認識されたその他の包括利益になることを定めている。具体的な会計処理の事例については、IFRS 第 9 号の設例 13 を参照されたい。

分析

8. 現在進めている減損プロジェクトにおいて、その他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルの対象とするかについて検討が継続している。したがって、本項については、当該検討の結論が出た後に検討することが考えられる。

事務局提案

9. 本項の取入れ方については、予想信用損失の対象の検討が終了した後に改めて検討する。

(IFRS 第 9 号第 5.5.3 項、第 5.5.5 項及び第 5.5.9 項)

IFRS の定め

10. IFRS 第 9 号第 5.5.3 項、第 5.5.5 項及び第 5.5.9 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.3	5.5.13 項から 5.5.16 項を例外として、各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.5	5.5.13 項から 5.5.16 項を例外として、各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。
5.5.9	各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

11. IFRS 第 9 号第 5.5.3 項は、信用リスクの著しい増大 (SICR) が生じている金融商品について、全期間の予想信用損失と等しくなる金額で損失評価引当金を測定することを求める定めである。一方、IFRS 第 9 号第 5.5.5 項は、購入又は組成した信用減損金融資産を除いて、SICR が生じていない金融商品について、12 か月の予想信用損失と等しくなる金額で損失評価引当金を測定することを求める定めである。

12. また、IFRS 第 9 号第 5.5.9 項は、各報告書日において金融商品に SICR が生じているかの評価を求めるとともに、その評価の際に考慮すべき事項が定められている。

分析

13. IFRS 第 9 号第 5.5.3 項及び第 5.5.5 項の定めは、SICR が生じているか否かに基づいて 12 か月の予想信用損失か全期間の予想信用損失のいずれかに等しい金額で損失評価引当金を測定することを求めるものである。この定めは予想信用損失モデルの中核となる定めであり、本資料第 2 項(2)のハイレベルな内容に該当すると考えられることから、原則として IFRS 第 9 号第 5.5.3 項と第 5.5.5 項のいずれについても金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。

14. ここで、これらの定めがステップ 2 及びステップ 4 に共通する定めか検討すると、IFRS 第 9 号第 5.5.3 項と第 5.5.5 項のいずれにおいても、SICR を「ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合」としている（下線は事務局が追加）。この点、ステップ 4 においては、SICR が生じているかを判断する際に、債権単位で当初認識時と報告日時点の信用リスクの比較を行うのではなく、

債務者単位で前期末と報告日時点の信用リスクの比較を行うこととしている。本資料第5項のとおり、ステップ2とステップ4に共通する原則かどうかによって金融商品会計基準に取り入れるか、新適用指針に取り入れるかどうかを判断することとすると、金融商品会計基準には「当初認識以降に」という文言を含めないことが考えられる。

他方、新実務指針においては、ステップ2について「当初認識以降に」という文言を含めて記載したうえで、ステップ4のオプションを定めることが考えられる。

15. 加えて、「12か月の予想信用損失」と「全期間の予想信用損失」という用語の定義は現行の金融商品会計基準において定めがないことから、IFRS第9号付録Aの定義を基に金融商品会計基準の注として定めることが考えられる。
16. 次に、IFRS第9号第5.5.9項は、SICRの評価時点及び評価方法を定めており、予想信用損失モデルの中核となる定めであると考えられることから、本資料第2項(2)のハイレベルな内容に該当すると考えられる。このため、原則として金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。
17. IFRS第9号第5.5.9項を金融商品会計基準に取り入れるにあたり、IFRS第9号第5.5.9項は3つの文章で構成されており、それぞれの文章について次のとおり取り入れることが考えられる。
 - (1) IFRS第9号第5.5.9項の1つ目の文章は、IFRS第9号第5.5.3項及び第5.5.5項の定めと関連があるため、組み合わせて定めることが考えられる。
 - (2) IFRS第9号第5.5.9項の2つ目の文章及び3つ目の文章のうち「報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクと比較し」という部分は、SICRの評価を「当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生のリスクの変動」に基づいて行うこととするものである。この部分を取り入れるにあたり、これまでの審議において「債務不履行発生のリスクの変動」という用語に関して懸念する意見が聞かれていることから、「デフォルト・リスクの変動」として取り入れることが考えられる。
 - (3) IFRS第9号第5.5.9項の3つ目の文章のうち「過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない」という部分については、後述するIFRS第9号第5.5.4項と関連すると考えられることから、IFRS第9号第5.5.4項の取入れと合せて検討を行う。
18. 上述の取入れを行う際、現行の金融商品会計基準第27項及び第28項は債権の区分ごとの貸倒見積高の算定方法を定めているが、IFRS第9号の定めを取り入れる場

合には、信用リスクを見積る期間としては 12 か月の予想信用損失及び全期間の予想信用損失という 2 区分となるため、表題を「予想信用損失の見積高の算定」と変更したうえで、債権の区分ごとの定めを削除することが考えられる。

事務局提案

19. 本資料第 13 項から第 18 項までの分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.3 項及び第 5.5.5 項の定めを「当初認識以降に」という文言を含めないよう修正したうえで、次のイメージで金融商品会計基準に取り入れることが考えられるかどうか。

IFRS 第9号の定め の 取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
<p>V. <u>貸倒予想信用損失の見積高の算定</u></p> <p>1. <u>債権の区分予想信用損失の見積高の算定方法</u></p> <p>27. <u>貸倒見積高予想信用損失の見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分する期末日において、デフォルト・リスクの変動に基づいて金融商品に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか評価する。</u></p> <p>(1) 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下「一般債権」という。）</p> <p>(2) 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下「貸倒懸念債権」という。）</p> <p>(3) 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下「破産更生債権等」という。）</p>	<p>V. <u>貸倒見積高の算定</u></p> <p>1. <u>債権の区分</u></p> <p>27. <u>貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分する。</u></p> <p><u>(1) 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下「一般債権」という。）</u></p> <p><u>(2) 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下「貸倒懸念債権」という。）</u></p> <p><u>(3) 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下「破産更生債権等」という。）</u></p>

IFRS 第9号の定め の 取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
<p>2. 貸倒見積高の算定方法</p> <p>28. <u>債権の貸倒見積高</u> <u>予想信用損失の見積高は、その区分に応じて前項の評価に基づきそれぞれ以下</u>の方法により算定する（注9）。</p> <p>(1) <u>一般債権</u> <u>期末日において信用リスクが著しく増大していない金融商品</u>については、<u>債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高12か月の予想信用損失（注9-2）</u>を算定する。</p> <p>(2) <u>貸倒懸念債権</u> <u>期末日において信用リスクが著しく増大している金融商品</u>については、<u>債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高全期間の予想信用損失（注9-3）</u>を算定する。ただし、<u>同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。</u></p>	<p>2. 貸倒見積高の算定方法</p> <p>28. <u>債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法により算定する（注9）。</u></p> <p>(1) <u>一般債権</u>については、<u>債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。</u></p> <p>(2) <u>貸倒懸念債権</u>については、<u>債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。</u></p>

IFRS 第9号の定めを取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
<p>① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法</p> <p>② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることがができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法</p> <p>(3) 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする（注10）。</p>	<p>① <u>債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法</u></p> <p>② <u>債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることがができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法</u></p> <p>(3) <u>破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする（注10）。</u></p>

IFRS 第 9 号の定め の 取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
(削 除)	<u>(注 9) 債権の未収利息の処理について債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。</u>
(削 除)	<u>(注 10) 破産更生債権等の貸倒見積高の処理について</u> 破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理する。ただし、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる。
<u>(注 9-2) 12 か月の予想信用損失について</u> 12 か月の予想信用損失とは、全期間の予想信用損失のうち、金融商品について期末日後 12 か月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失を表す部分をいう。	(新 設)
<u>(注 9-3) 全期間の予想信用損失について</u> 全期間の予想信用損失とは、金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいう。	(新 設)

(IFRS 第 9 号第 5.5.4 項)

IFRS の定め

20. IFRS 第 9 号第 5.5.4 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.4	減損の要求事項の目的は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大（個別の評価であれ集合的な評価であれ）があったすべての金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間の予想信用損失を認識することである。

21. IFRS 第9号第5.5.4項は、減損の要求事項の目的は SICR が生じた金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して全期間の予想信用損失を認識することであると定める規定である。

分析

22. IFRS 第9号第5.5.4項において重要なのは、全期間の予想信用損失の認識において(1)将来予測的な情報を含めること及び(2)すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することと考えられる。
23. まず前項(1)の将来予測的な情報を含めることは、予想信用損失モデルの中核となる定めであり、本資料第2項(2)のハイレベルな内容に該当すると考えられる。また、ステップ2及びステップ4に共通する定めであると考えられる。このため、金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。
24. また、本資料第22項(2)のすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することについては、前述の IFRS 第9号第5.5.9項の「過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。」とする文言と合せて、企業が将来予測的な情報を検討するにあたって求められる情報の範囲を定めるものであり、重要な定めと考えられる。このため、本資料第2項(2)のハイレベルな内容に該当すると考えられ、また、ステップ2及びステップ4に共通する定めであると考えられることから、金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。
25. 金融商品会計基準への取入れにあたり、「当初認識以降に」という文言については、本資料第14項における検討と同様に、金融商品会計基準には取り入れないことが考えられる。また、「個別の評価であれ集合的評価であれ」という文言については、IFRS 第9号 B5.5.1項から B5.5.6項と関連するものであり、これらに関する検討によっては金融商品会計基準には含めず新適用指針に含めることで足りる可能性があることから、IFRS 第9号 B5.5.1項から B5.5.6項の取入れに関する検討の際に改めて検討することとする。

事務局提案

26. 本資料第22項から第25項までの分析に基づき、「当初認識以降に」と「個別の評価であれ集合的評価であれ」という文言を外したうえで、IFRS 第9号第5.5.4項の定めを IFRS 第9号第5.5.9項と合わせて、次のイメージで金融商品会計基準に取り入れることが考えられるがどうか。

IFRS 第 9 号の定め of 取入れイメージ	金融商品に関する会計基準 (現行)
V. 貸倒予想信用損失の見積高の算定 1. <u>債権の区分予想信用損失の見積高の算定方法</u> 27-2. <u>全期間の予想信用損失を算定する際、将来予測的な情報を含めたすべての過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮する。</u>	V. 貸倒見積高の算定 1. <u>債権の区分</u> (新 設)

(IFRS 第 9 号第 5.5.6 項)

IFRS の定め

27. IFRS 第 9 号第 5.5.6 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.6	ローン・コミットメント及び金融保証契約については、減損の要求事項を適用する目的上は、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日を当初認識の日とみなさなければならない。

28. IFRS 第 9 号第 5.5.6 項は、ローン・コミットメント及び金融保証契約に減損の要求事項を適用する際にどのタイミングをその起点とするかを定めたものである。

分析

29. ローン・コミットメント及び金融保証契約について、審議事項(3)-3 では次のとおり進めることを提案している。

- (1) 金融商品会計基準にローン・コミットメント及び金融保証契約の定義を取り入れ、予想信用損失モデルの対象とする旨を記載する。
- (2) 定義及び予想信用損失モデルの対象とする旨以外の詳細な取扱いは、新適用指針において定める又は金融商品実務指針を削除又は修正する。

30. 前項の進め方を踏まえると、IFRS 第 9 号第 5.5.6 項は、ステップ 2 とステップ 4 で共通する定めと考えられるものの、詳細な定めと考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。したがって、具体的な定め of 取入れ方については、

他の新適用指針における定めと共に改めて検討することが考えられる。

事務局提案

31. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.6 項の定めは、新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。また、具体的な定めを取入れ方については、他の新適用指針における定めと共に改めて検討することとしてはどうか。

(IFRS 第 9 号第 5.5.7 項)

IFRS の定め

32. IFRS 第 9 号第 5.5.7 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.7	企業が、ある金融商品に係る損失評価引当金を、過去の報告期間に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していたが、当報告日においてもはや 5.5.3 項に該当しないと判断する場合には、企業は、損失評価引当金を当報告日現在の 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

33. IFRS 第 9 号第 5.5.7 項は、過去に SICR が生じた金融商品について、報告日現在で SICR が解消した場合の予想信用損失の測定方法に関する定めである。

分析

34. 前項の定めは、12 か月の予想信用損失又は全期間の予想信用損失のいずれで測定するか判断に関するものであり、重要な定めであると考えられることから、本資料第 2 項(2)のハイレベルな内容に該当すると考えられる。また、ステップ 2 及びステップ 4 に共通する定めであると考えられる。このため、金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。

事務局提案

35. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.7 項の定めを次のイメージで金融商品会計基準に取り入れることが考えられるがどうか。

IFRS 第 9 号の定め ¹ の取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
<p>V. <u>貸倒予想信用損失の見積高の算定</u></p> <p>1. <u>債権の区分</u> <u>予想信用損失の見積高の算定方法</u></p> <p>28-2. <u>全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していた金融商品について、期末日では第 28 項(2)に該当しないと評価した場合、予想信用損失の見積高を期末日における 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定する。</u></p>	<p>V. <u>貸倒見積高の算定</u></p> <p>1. <u>債権の区分</u></p> <p>（新 設）</p>

(IFRS 第 9 号第 5.5.8 項)

IFRS の定め

36. IFRS 第 9 号第 5.5.8 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.8	企業は、報告日現在の損失評価引当金を本基準書に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額を、減損利得又は減損損失として、純損益に認識しなければならない。

37. IFRS 第 9 号第 5.5.8 項は、報告書日現在の損失評価引当金を計上する際に必要となる予想信用損失またはその戻入れを減損利得又は減損損失として損益計上すること求める定めである。

分析

38. 現行の金融商品会計基準は、金融商品ごとの貸借対照表価額について定めているものの、貸倒引当金の相手勘定となる貸倒損失などの損益の会計処理については定めていない。また、企業会計原則注解 18 においては、貸倒引当金を含む引当金について、「当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ」ることが定められている。

39. 現行の金融商品会計基準において定めを置いていないこと及び企業会計原則注解において引当金に関する損益処理の定めがあることを踏まえると、金融商品会計基準に取り入れることは不要であると考えられる。また、同様の理由から、新適用指

針においてもこの定めは不要と考えられる。

事務局提案

40. 本資料第 38 項から第 39 項までの分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.8 項の定めは、金融商品会計基準及び新適用指針のいずれにも取り入れないこととしてはどうか。

(IFRS 第 9 号第 5.5.10 項)

IFRS の定め

41. IFRS 第 9 号第 5.5.10 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.10	企業は、ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる。

42. IFRS 第 9 号第 5.5.10 項は、信用リスクが低いと判断される金融資産について、SICR が生じていないと推定できる定めである。

分析

43. IFRS 第 9 号第 5.5.10 項は、SICR の評価に関連するものであり、実務上、重要な定めと考えられるため、本資料第 2 項(2)のハイレベルな内容に該当するとして、金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。その際、本資料第 14 項における検討のとおり、ステップ 2 とステップ 4 に共通する原則となるように、金融商品会計基準には「当初認識以降に」という文言を含めないことが考えられる。

事務局提案

44. 前項の分析に基づき、「当初認識以降に」という文言を外したうえで、IFRS 第 9 号第 5.5.10 項の定めを次のイメージで金融商品会計基準に取り入れることが考えられるがどうか。

IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
V. 貸倒予想信用損失の見積高の算定 27-3. <u>予想信用損失を見積る金融商品について、期末日において信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが著しく増大していないと推定することができる。</u>	V. 貸倒見積高の算定 （新 設）

(IFRS 第 9 号第 5.5.11 項)
IFRS の定め

45. IFRS 第 9 号第 5.5.11 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.11	合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、期日経過の情報だけに依拠することはできない。しかし、期日経過の状況よりも将来予測的な情報（個別的又は集合的のいずれか）が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために期日経過の情報を用いることができる。企業が信用リスクの著しい増大を評価する方法に関係なく、契約上の支払の期日経過が 30 日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定がある。企業は、契約上の支払の期日経過が 30 日超であっても、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないという、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この推定に反証することができる。契約上の支払の期日経過が 30 日超となる前に、企業が信用リスクの著しい増大があったと判断する場合には、この反証可能な推定は適用されない。

46. IFRS 第 9 号第 5.5.11 項は、SICR 判定の際に期日経過の情報だけに依拠することはできないと定めるとともに、一定の場合には期日経過の情報を用いることができる旨、及び SICR の評価方法に関わらず期日経過が 30 日超である場合には SICR が生じているという反証可能な推定に関する定めである。

分析

47. 前項の定めについては、SICR の評価に関する原則というよりも、SICR の評価に関する実務上の便宜を定めていると考えられる。このため、金融商品会計基準には取り入れず、IFRS 第 9 号 B5.5.19 項から B5.5.21 項と共に新適用指針に取り入れる定めとして改めて検討することが考えられる。

事務局提案

48. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.11 項の定めは金融商品会計基準には取り入れず、新適用指針において取り入れることが考えられるがどうか。また、具体的な定めを取入れ方については、他の新適用指針における定めと共に改めて検討することとしてはどうか。

(IFRS 第 9 号第 5.5.12 項)

IFRS の定め

49. IFRS 第 9 号第 5.5.12 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.12	<p>ある金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は条件変更されていて、当該金融資産の認識の中止が行われなかった場合には、企業は、5.5.3 項に従って当該金融商品の信用リスクの著しい増大があったかどうかを、次の両者を比較することによって評価しなければならない。</p> <p>(a) 報告日における債務不履行発生のリスク（条件変更後の契約条件に基づく）</p> <p>(b) 当初認識時における債務不履行発生のリスク（当初の条件変更前の契約条件に基づく）</p>

50. IFRS 第 9 号第 5.5.12 項は、金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は条件変更されていて、かつ当該金融資産の認識の中止が行われなかった場合の SICR 判定に関する定めである。

分析

51. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）において、金融資産の条件変更及び認識の中止に関する論点について審議が行われた。そこでは、次を理由として、条件変更及び認識の中止については当面の間 IFRS 第 9 号の定めを取り入れないことを事務局が

ら提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 国際会計基準審議会（IASB）において実施された IFRS 第 9 号「金融商品一減損」の適用後レビューにおいて、減損の定めを IFRS 第 9 号の他の定めと共に適用することに関する論点が識別されており、今後、償却原価測定プロジェクトの中で検討される予定である¹。今後の審議によって IFRS 第 9 号が改訂される可能性があることを考慮すると、前項の定めを現時点で金融商品会計基準に取り入れないことにつき、国際的にも一定の理解を得られると考えられる。

52. このように条件変更及び認識の中止については当面の間 IFRS 第 9 号の定めを取り入れない場合、IFRS 第 9 号第 5.5.12 項についても金融商品会計基準及び新適用指針のいずれにも取り入れないことが考えられる。

事務局提案

53. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.12 項の定めは、金融商品会計基準及び新適用指針のいずれにも取り入れないことが考えられるがどうか。

(IFRS 第 9 号第 5.5.13 項)

IFRS の定め

54. IFRS 第 9 号第 5.5.13 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.13	5.5.3 項及び 5.5.5 項にかかわらず、報告日において、企業は、購入又は組成した信用減損金融資産に係る損失評価引当金として、当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額のみを認識しなければならない。
付録 A	信用減損金融資産 金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損している。金融資産が信用減損している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれる。 (a) 発行者又は債務者の重大な財政的困難

¹ Project Summary and Feedback Statement “Post-implementation Review IFRS 9 *Financial Instruments-Impairment*” Outcomes of the Post-implementation Review を参照。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-9-impairment/pir-ifrs9-projectsummary-feedbackstatement.pdf>

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
	(b) 契約違反（債務不履行又は期日経過事象など） (c) 借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと (d) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと (e) 当該金融資産についての活発な市場が財政上の困難により消滅したこと (f) 金融資産を発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントで購入又は組成したこと 単一の区別できる事象を特定することが可能でなく、その代わりに、いくつかの事象の複合した影響により金融資産の信用減損が生じている場合がある。

55. IFRS 第 9 号第 5.5.13 項は、購入又は組成した信用減損金融資産について損失評価引当金の認識に関する例外規定を定めたものである。また、信用減損金融資産の定義は、付録 A において定められている。

分析

56. 購入又は組成した信用減損金融資産の取扱いは、SICR に基づき 12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失を使い分ける原則に対する例外であることから、本資料第 2 項(2)のハイレベルな内容に該当するとして、金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。
57. IFRS 第 9 号第 5.5.13 項の定めを取入れにあたっては、本資料第 14 項における検討のとおり、ステップ 2 とステップ 4 に共通する原則となるように、金融商品会計基準においては「当初認識以降に」という文言を含めないことが考えられる。
58. また、信用減損金融資産の定義については現行の金融商品会計基準に定めがないことから、IFRS 第 9 号付録 A に基づいて金融商品会計基準の注として取り入れることが考えられる。ここで、金融資産が信用減損している証拠の例の記載については、説明的な記述に該当すると考えられることから、金融商品会計基準には取り入れないことが考えられる。この点、新適用指針への取入れ方については、他の新適用指針における定めと共に改めて検討する。

事務局提案

59. 本資料第 56 項から第 58 項までの分析に基づき、「当初認識以降に」という文言を

外したうえで、IFRS 第9号第5.5.13項の定め及び関連する付録Aの定めを次のイメージで金融商品会計基準に取り入れることが考えられるかどうか。

IFRS 第9号の定めを取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
<p>V. 貸倒予想信用損失の見積高の算定</p> <p>28-3. 第28項及び第28-2項にかかわらず、<u>取得又は組成した信用減損金融資産（注9-4）については、予想信用損失の見積高を金融資産の発生の認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額により算定する。</u></p>	<p>V. 貸倒見積高の算定</p> <p>（新設）</p>
<p><u>（注9-4）信用減損金融資産について信用減損金融資産とは、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している金融資産をいう。</u></p>	<p>（新設）</p>

（IFRS 第9号第5.5.14項）

IFRSの定め

60. IFRS 第9号第5.5.14項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第9号の日本語訳
5.5.14	各報告日において、企業は全期間の予想信用損失の変動額を減損利得又は減損損失として純損益に認識しなければならない。企業は、全期間の予想信用損失が、当初認識時の見積キャッシュ・フローに含まれていた予想信用損失の金額よりも少ない場合であっても、全期間の予想信用損失の有利な変動を減損利得として認識しなければならない。

61. IFRS 第9号第5.5.14項は、購入又は組成した信用減損金融資産に関する全期間の予想信用損失の変動額を減損利得又は減損損失として損益計上することを定めている。

分析

62. 本資料第38項から第39項における分析と同様に、現行の金融商品会計基準においては、金融商品別の貸借対照表価額について定めているものの、貸倒引当金の相手

勘定となる貸倒損失などの損益の会計処理については定められていない。また、企業会計原則注解 18 においては、貸倒引当金を含む引当金について、「当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ」ることが定められている。

63. 現行の金融商品会計基準において定めを置いていないこと及び企業会計原則注解において引当金に関する損益処理の定めがあることから、金融商品会計基準に取り入れることは不要であると考えられる。また、同様の理由から、新適用指針においてもこの定めは不要と考えられる。

事務局提案

64. 本資料第 62 項から第 63 項までの分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.14 項の定めは、金融商品会計基準及び新適用指針のいずれにも取り入れないことが考えられるかどうか。

(IFRS 第 9 号第 5.5.15 項及び第 5.5.16 項)

IFRS の定め

65. IFRS 第 9 号第 5.5.15 項及び第 5.5.16 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.15	<p>5.5.3 項及び 5.5.5 項にかかわらず、企業は、下記については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。</p> <p>(a) IFRS 第 15 号の範囲に含まれる取引から生じた営業債権又は契約資産であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) IFRS 第 15 号に従って重大な金融要素を含んでいない場合（又は企業が IFRS 第 15 号の第 63 項に従って実務上の便法を適用する場合）。 (ii) 企業が会計方針として損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを選択しているならば、IFRS 第 15 号に従って重大な金融要素を含んでいる場合。この会計方針は、こうした営業債権又は契約資産のすべてに適用しなければならないが、営業債権と契約資産に区別して適用することができる。 <p>(b) IFRS 第 16 号の範囲に含まれる取引から生じたリース債権（企業が会計方針として損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを選択している場合）。この会計方針は、こうしたリース債権のすべ</p>

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
	てに適用しなければならないが、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権に区別して適用することができる。
5.5.16	企業は、営業債権、リース債権及び契約資産についての会計方針を互いに独立に選択することができる。

66. IFRS 第 9 号第 5.5.15 項は、単純化したアプローチとして営業債権、契約資産及びリース債権について全期間の予想信用損失で損失評価引当金を測定することを求める定めである。この定めの中には、単純化したアプローチが必ず適用される営業債権と会計方針の選択として単純化したアプローチを選択できる資産が含まれている。また、IFRS 第 9 号第 5.5.16 項は、IFRS 第 9 号第 5.5.15 項で定められた会計方針の選択について資産の種類ごとに互いに独立して選択できることを定めた規定である。

分析

67. IFRS 第 9 号第 5.5.15 項は、SICR に基づき 12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失を使い分ける原則に対する例外であることから、本資料第 2 項(2)のハイレベルな内容に該当するとして、金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。
68. ここで、営業債権については、現行の金融商品会計基準では受取手形、売掛金という用語が用いられていることから、IFRS の定めを取入れに際してこれらの用語に置き換えることが考えられる。次に、契約資産及びリース債権については、審議事項(3)-3 において検討のとおり、契約資産については金融商品会計基準では定めず収益認識会計基準において定めることが考えられる一方、リース債権については金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。
69. 金融商品会計基準への取入れにあたり、IFRS 第 9 号第 5.5.15 項の「この会計方針は、こうしたリース債権のすべてに適用しなければならないが、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権に区別して適用することができる。」という部分及び IFRS 第 9 号第 5.5.16 項は、定めの内容が他の金融商品会計基準の定め に比して詳細となることから、金融商品会計基準に取り入れず、新適用指針において定めることが考えられる。この場合、新適用指針への定めを取入れの際に、他の定めを取入れと共に改めて検討することが考えられる。

事務局提案

70. 本資料第 67 項から第 69 項までの分析に基づき、一部の文言を除き IFRS 第 9 号第

5.5.15 項の定めを次のイメージで金融商品会計基準に取り入れることが考えられるがどうか。また、IFRS 第9号第5.5.16項の定めについては新適用指針において取り入れることとし、その具体的な定めを取入れ方については、他の新適用指針における定めと共に改めて検討することとしてはどうか。

IFRS 第9号の定めを取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
V. 貸倒予想信用損失の見積高の算定 <u>28-4. 第28項及び第28-2項にかかわらず、重要な金融要素を含まない受取手形、売掛金については、予想信用損失の見積高を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定する。</u>	V. 貸倒見積高の算定 （新 設）
<u>28-5. 第28項及び第28-2項にかかわらず、以下について、会計方針の選択として予想信用損失の見積高を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定することができる。</u> (1) <u>重要な金融要素を含む受取手形、売掛金</u> (2) <u>リース債権</u>	（新 設）

(IFRS 第9号第5.5.17項)

IFRS の定め

71. IFRS 第9号第5.5.17項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第9号の日本語訳
5.5.17	企業は、金融商品の予想信用損失を、次のものを反映する方法で見積らなければならない。 (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額 (b) 貨幣の時間価値 (c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日に

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
	<p>において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報</p>

72. IFRS 第 9 号第 5.5.17 項は、予想信用損失を見積る際に反映しなければならない要素に関する定めである。

分析

73. IFRS 第 9 号第 5.5.17 項は予想信用損失を見積る際に考慮すべき要素に関する原則を定めているとも考えられるが、IFRS 第 9 号第 5.5.17 項(a)及び(b)については、次の点を考慮して新適用指針に取り込む方が適切と考えられる。

(1) ステップ 4 において、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認めるオプションを設けること

(2) ステップ 4 において、実効金利に代わり約定金利を用いることができるとするオプションを設けていること

74. また、IFRS 第 9 号第 5.5.17 項(c)については、本資料第 26 項のとおり、金融商品会計基準に「すべての過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮する。」ことを取り入れることを提案しているため、既に対応されていると考えられる。一方、IFRS 第 9 号第 5.5.17 項(c)前段の「過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての」については、詳細な定めとして新適用指針に取り入れることが考えられる。

事務局提案

75. 本資料第 73 項から第 74 項までの分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.17 項の定めは金融商品会計基準には取り入れず、新適用指針において取り入れることが考えられるかどうか。また、具体的な定めを取入れ方については、他の新適用指針における定めと共に改めて検討することとしてはどうか。

(IFRS 第 9 号第 5.5.18 項から第 5.5.20 項)

IFRS の定め

76. IFRS 第 9 号第 5.5.18 項、第 5.5.19 項及び第 5.5.20 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5. 5. 18	<p>予想信用損失を測定するには、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はない。しかし、企業は、たとえ信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても、信用損失が発生するリスク又は確率を、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映することによって、考慮しなければならない。</p>
5. 5. 19	<p>予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間（延長オプションを含む）であり、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合する場合でも、その長い期間ではない。</p>
5. 5. 20	<p>しかし、金融商品の中には、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含んでいるものがあり、企業が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力は、信用損失に対しての企業のエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しない。こうした金融商品について、かつ、当該金融商品についてのみ、企業は、予想信用損失を企業が信用リスクに晒される期間にわたり測定しなければならない。たとえ当該期間が最長の契約期間を超えて延長される場合であっても、予想信用損失は信用リスク管理行動によって軽減されない。</p>

77. IFRS 第 9 号第 5. 5. 18 項から第 5. 5. 20 項は、予想信用損失の測定に関する詳細な定めである。

分析

78. IFRS 第 9 号第 5. 5. 18 項から第 5. 5. 20 項の定めは、ハイレベルな内容というよりも、予想信用損失の測定に関する詳細な定めであると考えられることから、金融商品会計基準ではなく、新適用指針に取り入れることが考えられる。このため、これらの定めに関連する他の定めと共に新適用指針に取り入れる定めとして改めて検討することが考えられる。

事務局提案

79. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5. 5. 18 項から第 5. 5. 20 項の定めは新適用指針において取り入れることとし、具体的な定めを取入れ方については、他の新適用指針における定めと共に改めて検討することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第6項から第79項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上